

令和7年6月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和7年5月30日（金）午後1時00分～1時40分

場所 市役所2階 第1委員会室

出席 市政記者クラブ12社 14名

会見内容

1. 話題提供（2項目）

（はじめに）市役所職員の休暇取得について

- 話題の説明に入らせていただく前に、市役所職員の休暇取得について、お話をさせていただきます。
- 市役所では、6月から夏季休暇の取得期間に入ります。これに先立ち、月曜日から金曜日まで休暇を取得し、前後の土曜日と日曜日を含めて9連休とする等、大型の連休取得を検討してほしい、とのメッセージを職員にお伝えしました。
- もちろん、休暇取得のタイミングは自由であり、強制する意図はないものの、まとまった期間の休暇を取ることで、心身ともにリフレッシュをし、仕事に向かう活力を得てほしいという思いです。
- 今後も、職員とコミュニケーションを取りながら、働きやすい市役所づくりを進めてまいりたいと考えております。

1 ノーモアメガソーラー宣言について

- 次に、ノーモアメガソーラー宣言について、ご説明いたします。添付の資料をご覧ください。
- 近年、釧路市においては、事業者による自然環境が豊かな場所への地上設置型太陽光発電施設の設置が進み、貴重な自然環境に影響を及ぼす恐れがある事案に対して、皆さまから心配のお声をいただいているところです。
- 世界に誇る釧路の貴重な財産である自然環境を守り、次世代に引き継いでいくことは重要な役割であることから、このたび、自然環境への配慮がなされない太陽光発電施設に対しての本市の意思表示を明確に示す宣言を発出いたします。
- ここで、宣言について読み上げさせていただきます。資料の3枚目となります。
- 釧路市は、特別天然記念物であるタンチョウをはじめとする多様な動植物の生育・生息地である「釧路湿原」と、世界で唯一の大型球状マリモが生育する阿寒湖を有する「阿寒摩周」の二つの国立公園に抱かれ、雄大で豊かな自然に恵まれたまちであります。
- 本市の類まれな自然環境は、酪農を主力とする農業、豊富な森林資源を有する林業、国内有数の水揚げ量を誇る水産業、そして食や自然資源を魅力とする観光業など、地域経済に多大な恩恵をもたらしています。
- しかしながら、近年、この雄大で豊かな自然環境での太陽光発電施設の建設が進行しており、貴重な野生動植物の生育・生息地が脅かされる事態が懸念されています。このような状況は、生態系の崩壊に伴う生物多様性の低下を引き起こし、湿原域の減少が、防災・減災機能の低下を招く恐れがあります。また、住処を追われた野生動物が人里に出没し、被害をもたらす可能性もあり、地域住民の安全・安心に対する懸念が高まっています。
- 私たちは、市民生活の安全・安心を守り、地域の類まれなる豊かな自然を、地域の宝として次世代へ引き継いでいかなければなりません。
- 釧路市は、貴重な財産であり誇りでもある雄大で豊かな自然環境を守っていくために、自然環境と調和がなされない太陽光発電施設の設置を望まないことをここに宣言します。

- 一方、地球温暖化の防止は私たちの未来を守る喫緊の課題です。「釧路市ゼロカーボンシティ宣言」に掲げる2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、徹底した省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、次世代技術も導入しながら、本市の実情に応じ、地域と共生する再生可能エネルギー事業を積極的に進めていくことを合わせて宣言します。
- 宣言については以上となります。なお、宣言については6月の環境月間に合わせまして、6月1日付けとなります。
- このノーモアメガソーラー宣言は、福島市に続いて2例目の宣言であります。全国の自治体においても、事業者の太陽光発電施設の設置にあたっては、苦慮しているものと伺っております。福島市や釧路市のこのような取り組みが、全国の自治体にも広がり、太陽光発電施設の設置においては、自然環境と調和が取れた、適切なものになることを期待しております。
- また、事業者の皆さまにおかれましては、釧路市の貴重な財産であり、欠かすことができない自然環境や、希少な動植物の重要性をご理解いただき、設置場所の選定や自然環境への影響を考え、慎重に検討をお願いしたいと考えております。
- 現在、太陽光発電施設の設置に関して、希少な野生生物の保護について、専門家の意見を聞きながら進めることなどを盛り込んだ、条例の制定に向けて作業を進めているところであり、9月議会での上程に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2 令和7年国勢調査の実施について

- 次に、令和7年国勢調査の実施について、ご説明いたします。
- 本年、10月1日を調査期日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。
- 国勢調査は、5年に1度、日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として行われる、国の最も重要な統計調査です。
- 調査への回答の仕方につきましては、これまでと同様に、「インターネット回答」、「紙の調査票を郵送にて提出」、「調査員への直接提出」の3つの方法から選んでいただけます。
- 世帯の実情に応じて、回答方法を選択いただければと思っております。
- 人口減少が喫緊の課題となっている中、国勢調査の結果からは、年齢構成や世帯構成、就業状態など、詳細な人口データを得ることができ、様々な施策を進めていくための基礎資料となっております。
- 今後の調査の実施にあたりましては、市民の皆様のご理解をいただきながら、進めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

2. 質疑要旨

(質問)

- ・ ノーモアメガソーラー宣言について、再エネ全般が望ましくないのか、自然と一定の調和がなされていないところが望ましくないのか、また、この宣言自体に規制の効果があるかお聞かせください。

(市長)

- ・ 釧路市はゼロカーボンシティを宣言しており、再生可能エネルギーの重要性は理解しており、計画の中で二酸化炭素排出削減を盛り込んでおります。そういった中で例えば市街化区域では個人の整備も含めしっかり進めたいと思っております。今回のケースでは湿原国立公園と市街地のバッファゾーンのあたるところは、法律上は建設できないとなっておりますけれども、湿原が国立公園に指定されるときに、市民と一緒に運動して守ってきたこともありますので、しっかり我々のスタンスとして守っていきたいといった意思を、ノーモアメガソーラー宣言で示させていただきました。

- ・ 規制が有効かどうかについては、今後、条例も含めて有効性を具体化していきたいと考えております。

(質問)

- ・ 9月に条例を上程することを目指すといったお話ですが、条例制定前のこのタイミングで宣言する意味合いと、条例の進捗状況はどのようになっているかお聞かせください。
- ・ 市長当選後のインタビューで、条例上程を今年の2月と答えていて、その後、6月上程を目指すとなり、直近では9月とのお話ですが、少なくとも2回延びていると思いますので、スケジュールについて今一度どのような状況かお聞かせください。

(市長)

- ・ スケジュールに関しましては、私が考えていたとおりに進まなかったのは事実であります。有効性のある条例を作る段階で専門家の意見が必要となり、そこに時間をかけていきたい考えもありました。現在は、6月議会に素案を提案させていただき、議会議論、市民説明、パブリックコメントを経まして、9月議会で成案ができればと考えております。
- ・ また、6月議会に素案を提出し、9月に成案というスケジュールは変わっておりませんので、当初の2月から9月に延びた状況であります。

(質問)

- ・ 福島市の宣言を参考にされたと思いますが、どのような効果を見越し参考にされたかお聞かせください。
- ・ 実際に福島市が宣言した後、歯止めが効いているかお聞かせください。

(市長)

- ・ 正直お願いベースであり強制力は全くありませんが、我々が考えている自然に対する姿勢といったものを、ノーモアメガソーラー宣言の中に盛り込ませていただいた。

(太陽光発電施設対策主幹)

- ・ 福島市の状況について、宣言後もメガソーラー自体の建設は、完全に歯止めはされていないと伺っております。

(質問)

- ・ 悪質業者が駆け込み建設をしようしていることから、この時期に宣言を出すのでしょうか。それとも他に何か理由があるのでしょうか。

(市長)

- ・ 我々の姿勢を示すことが一点と、我々の考えを大きく無視したメガソーラーはやめていただきたいといった想いの中で宣言を進めてきたところであります。
- ・ 駆け込み対策といったことではなく、宣言の準備が整い、この時期になったということでもあります。

(質問)

- ・ 重ねてお聞きしますが、どの程度の効果があるとお考えですか。

(市長)

- ・ 正直強制力がないので、実効性の部分では未知数であり、私が推し量ることはできないところでありますが、自然環境に配慮がなされないソーラーパネルはなくなってほしいといった想いはあります。

(質問)

- ・ 6月1日付で宣言を発出されますが、この宣言には終わりがあるものではないといった理解でよろしいでしょうか。

(市長)

- ・ この宣言に終わりはありません。

(質問)

- ・ 仮に宣言に効果があり、釧路市のメガソーラーが他所へ移ることも考えられますが、規制の弱いところに移ることに對しての配慮は何かお考えですか。

(市長)

- ・ この宣言が広がってほしいと思っている中で、すべての自治体が困っているわけではないと思っており、我々のように日照時間が長く、土地代も安く、平坦といった条件が整っている適地に集まってきていると思っており、我々はしっかり当市にある自然を守りたいといった想いで宣言を出させていただきました。

(質問)

- ・ ノーモアという言葉が使われていますが、この言葉に込められた想いをお聞かせください。

(市長)

- ・ 自然は声を発しませんが、自然の想いを感じ取り、これ以上はといった我々の想いも乗せて宣言をさせていただきました。

(質問)

- ・ 自然をこれ以上壊さないでほしいといった想いでしょうか。

(市長)

- ・ そういった想いです。

(質問)

- ・ 釧路市では太陽光発電建設を規制する条例制定や、今回のノーモアメガソーラー宣言など、どちらかというところ再エネ事業である太陽光発電を規制する施策が進んでいると思いますが、先行自治体である宮城県では再エネ新税の導入で、県が認めた事業者は非課税にすることで再エネ事業を呼び込みつつ、地域と共生する施策が取られていると思います。
- ・ 釧路市として再エネ事業と地域の共生という面について、今後どのように考え、どのような施策を取ることを考えておられますか。

(市長)

- ・ ご例示のありました施策ですが、確かに宮城県では県単位で仕組みを作り、ゾーニングもしている形で行っております。我々は市なので、そこまで踏み込めないと思っておりますが、本年3月に釧路市再生可能エネルギー基本戦略を策定し、本年度は促進エリアや調整エリアなどを設定するゾーニングに着手する予定であり、再生可能エネルギーとしっかり調和を図るといったスタンスで進めたいと思っております。

(質問)

- ・ 釧路市内で原野を持たれている地主の方には、太陽光発電事業者に土地を売りたい方も多くいると思いますが、それに対して市は建設を規制する、事業者に立ち入り禁止通告をするなどして、地主は売りたいのに事業者が買い取れない状況が生まれていると思いますが、地主と事業者の需給がマッチしているのに自由に土地を売却できない状況について、市としてどのような対応をお考えですか。

(市長)

- ・ 我々はオジロワシの繁殖行動から、文化庁長官の許可が必要とされることが考えられるという内容を事業者へお伝えしたところであり、土地の売買を禁止しているわけではありません。

(質問)

- ・ 博物館で太陽光事業者向けにフローチャートを示しており、その中でキタサンショウウオの生息適地マップを参考にするようにと記載があります。今回、釧路市昭和で事業者が

立ち入り禁止を通告された土地もマップの区域内にありますが、そこで生息調査が行われたのは30年前に道外の大学が行った調査が最後と伺っております。

- ・ 市として調査を行っていないのに、生息適地として建設させないようにしている姿勢は太陽光発電事業自体を拒絶しているように感じると事業者は主張しておりますが、フローチャートや生息適地マップを含め、事業者の主張について、どのようにお考えですか。

(市長)

- ・ 釧路市ゼロカーボンシティ宣言に掲げる2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、徹底した省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、次世代技術も導入しながら本市の実情に応じ、地域と共生する再生可能エネルギー事業を積極的に進めていくといったことが我々の考えであり、建設をさせないと言っているわけではありません。

(質問)

- ・ 生息適地マップは30年前の調査をもとに作られたもので、更新していかないことによって建設しにくい状況が生まれていると思いますが、どのようにお考えですか。

(博物館長)

- ・ 生息適地とはキタサンショウウオの生息環境が整っている場所としてお示ししているもので、生息適地に該当する土地で工事等の開発行為をされる場合は、博物館にご相談いただきたい旨をフローチャートやホームページ等で広報しており、事業者の皆さんにはそれに則って事業計画について博物館にご相談いただいております。

(質問)

- ・ 今回、オジロワシの巣から500メートル圏内のことも問題になっていると思いますが、すべてが圏内ではなく、500メートル圏外の場所もあり、その場所でキタサンショウウオの調査を事業者は行いたいと主張しておりますが、博物館としてはどのような対応をお考えですか。

(博物館長)

- ・ 500メートル圏外につきましては、博物館から事業者の方に調査にあたっての留意事項をお伝えし、協議を進めているところであります。

(質問)

- ・ 調査自体を禁止するといったことではなく、留意事項を守ったうえで調査をすること自体は問題ないということですか。

(博物館長)

- ・ 基本的に原則500メートル圏と事業者にはお伝えしておりますが、土地の形状や様々な事情でオジロワシから視認しやすい場所と、そうではない場所によって距離だけでは推し量れない条件がありますので、その状況に応じた必要な留意点について、事業者の方に博物館からお伝えさせていただいております。

(質問)

- ・ オジロワシの巣があったこと自体を事業者は知らなかったと思いますが、建設計画を市に提出した時点で、事前に市としてオジロワシの巣があるから建設しないでくださいと、こういった問題に発展するまで市として避けることができなかったのか、その点についてどのようにお考えですか。

(博物館長)

- ・ 調査によって確認しながら、その生息状況に応じた保存、保全をしていくことになり、この度も営巣が確認されたことから、その確認をもって調査等に伴い立ち入ることは文化庁長官の許可が必要と通告させていただいております。
- ・ 都度、個別の状況に応じて判断をしなければならないので、あらかじめお知らせすることは難しいと考えております。

(質問)

- ・ 西港へのフェリー誘致について、2月議会で市長が船会社の方に直接出向いて意向を確認したいとお話があったと思いますが、その後、実際に船会社の方にお話を聞きに行かれたのか、お話をされていたら船会社のお話を聞いたうえで、市長として有効性など、どのように考えているかお聞かせください。

(市長)

- ・ 4月10日に川崎近海汽船さんの北海道支社を訪問させていただきました。釧路港にフェリーが就航するための条件などについてお伺いしたところです。
- ・ 本年、2月の定例市議会代表質問にて、フェリー就航には堅調な貨物需要が前提条件になると答弁しましたが、今回の訪問によりそのことがさらに浮き彫りになった次第です。
- ・ 現状の釧路港の移出貨物量に対して移入貨物量が少ない片荷の状態では、船社の採算が取れないとのことです。加えてフェリーの専用設備、船員確保の必要性などの課題もあり、やはり順序としましては、釧路港に貨物を集めるための取り組みが最優先になります。
- ・ そのため、現在、港湾計画改訂の中で議論されている高規格内貿ユニットロードターミナルの整備やストックポイントの形成の検討を進め、RORO船の荷役機能や集荷機能を高めていきたいと考えております。